

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則案について

義務教育課

1 制定の理由

子ども支援委員会からの勧告（第2号）への対応として、県教育委員会に設置した中学校における体罰事案に関する調査委員会（以下、調査委員会という）について、調査委員会規則の附則第2の規定により、施行の日から1年以内に廃止するものとされていることから、廃止するための規則を制定する。

また、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則について所要の改正を行う。

2 内容

別紙規則案のとおり

3 施行予定日

令和7年3月31日

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則をここに公布
します。

令和7年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則

中学校における体罰事案に関する調査委員会規則（令和6年長野県教育委員会
規則第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の中学校における体罰事案に関する調査委員会規則第
1条に規定する委員会の委員であった者に係る同規則第8条の規定による職務
上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この規則の施行後も、
なお従前の例による。

（長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部
改正）

3 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和
53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第6の2の長野県指導力不足等教員判定委員会の項中「長野県附属機関
条例」の次に「(令和2年長野県条例第3号)」を加える。

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

改正案	現 行												
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 (高校再編推進室)</p> <p>2 高校教育課に、当分の間、高校改革の推進に係る総合調整及び高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。 (削る) (削る)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 (高校再編推進室)</p> <p>2 高校教育課に、当分の間、高校改革の推進に係る総合調整及び高等学校の再編に関する事務をつかさどらせるため、高校再編推進室を付置する。 <u>(附属機関の特例)</u></p> <p>3 <u>中学校における体罰事案に関する調査委員会規則(令和6年長野県教育委員会規則第4号)が廃止されるまでの間、第40条に規定するもののほか、長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第2項の規定により設置された附属機関の名称及び担任する事務並びに当該附属機関の庶務を行う課は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中学校における体罰事案に関する調査委員会</td> <td style="text-align: center;">長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第18条第5項の規定による勧告(令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。)に係る事案の調査に関すること。</td> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	中学校における体罰事案に関する調査委員会	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第18条第5項の規定による勧告(令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。)に係る事案の調査に関すること。	義務教育課						
名称	担任する事務	庶務を行う課											
中学校における体罰事案に関する調査委員会	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)第18条第5項の規定による勧告(令和5年3月13日付け4こ家支第2号に限る。)に係る事案の調査に関すること。	義務教育課											
<p>(別表第6) (第40条関係)</p> <p>1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関 (略)</p> <p>2 条例により設置された附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県指導力不足等教員判定委員会</td> <td style="text-align: center;">長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適</td> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適	教育政策課	<p>(別表第6) (第40条関係)</p> <p>1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関 (略)</p> <p>2 条例により設置された附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県指導力不足等教員判定委員会</td> <td style="text-align: center;">長野県附属機関条例第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関す</td> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関す	教育政策課
名称	担任する事務	庶務を行う課											
長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号)第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適	教育政策課											
名称	担任する事務	庶務を行う課											
長野県指導力不足等教員判定委員会	長野県附属機関条例第2条第1項の規定による教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関す	教育政策課											

改正案			現行		
	切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。			る事項の審議に関すること。	
長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）第1条及び産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課	長野県産業教育審議会	長野県産業教育審議会条例（昭和60年長野県条例第38号）第1条及び産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による同法第3条各号に掲げる事項その他産業教育に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会又は知事への建議に関すること。	高校教育課
県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	生涯学習課	県立長野図書館協議会	県立長野図書館条例第3条及び図書館法第14条の規定による県立長野図書館の運営に関する館長への答申及び図書館奉仕に関する館長への意見の具申に関すること。	生涯学習課
長野県生涯学習審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	生涯学習課	長野県生涯学習審議会	長野県附属機関条例第2条第1項及び生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	生涯学習課